

政令第二百号

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（令和二年法律第十六号）附則第一条（第一号及び第三号を除く。）の規定に基づき、この政令を制定する。

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律の施行期日は令和二年七月一日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は令和三年四月一日とする。